

秋田市卸売市場再整備基本計画策定に係る
P F I 方式等導入可能性調査実施要領

1 調査目的

秋田市卸売市場再整備基本計画の策定にあたり、卸売市場や他の公共施設における P F I 方式等の参入実績のある民間事業者に対しヒアリングを行い、P F I 方式等の導入の可能性および、同基本計画骨子案からの工期の短縮や事業費の縮減、余剰地の活用等について、調査を実施するものである。

2 実施概要

(1) 名称

秋田市卸売市場再整備基本計画策定に係る P F I 方式等導入可能性調査

(2) 調査対象

卸売市場や他の公共施設における P F I 方式等の参入実績のある民間事業者

(3) 実施方法

ア 市ホームページ等で周知し、卸売市場や他の公共施設における P F I 方式等の参入実績のある民間事業者からの意見を募集する。

イ 意見のあった民間事業者に対し、P F I 方式等の導入の可能性、および工期短縮や事業費の縮減、余剰地の活用などの具体的な提案について対面又はオンラインで聞き取りを行う。

(4) スケジュール

ア ホームページ等への掲載、意見書の受付開始
令和 5 年 12 月 20 日（水）

イ 意見書の締切り
令和 6 年 1 月 15 日（月）

ウ 個別ヒアリングの通知
令和 6 年 1 月 16 日（火）から 1 月 18 日（木）まで

エ 個別ヒアリングの実施
令和 6 年 1 月 19 日（金）から 2 月末まで

オ ホームページでの実施結果の公表
令和 6 年 3 月下旬

3 その他

(1) 参加事業者の取扱い、参加に要する費用

ア 本調査への参加実績が、今後の卸売市場再整備事業への参画において、優位性を高めるものではない。

イ 本調査への参加に要する費用（書類・意見書等の作成、調査に係る通信費等）は全て参加事業者の負担とする。

(2) 意見書の書式は任意とする。

(3) 個別ヒアリングの実施

個別ヒアリングは、1事業者につき60分を目安に対面又はオンラインで実施する。

(4) 実施結果の公表

ア 参加事業者の名称は非公表とし、個々の内容については、参加事業者のアイデアやノウハウの保護に配慮した上で、その概要を公表する。

イ 公表に当たっては、事前に参加事業者に内容の確認を行う。